

三齒国発第2号
令和8(2026)年4月1日

組 合 員 各 位

三重県歯科医師国民健康保険組合
理事長 前 田 和 賢

子ども・子育て支援金制度について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度から社会全体で子育てを支援する仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業が支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充て、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度となり、下記のとおり、保険料をご負担いただくこととなります。

新たな保険料のご負担をお願いすることになりますが、社会全体で子育てを支援していくための制度となりますので、ご理解をお願いいたします。

記

- ・対象者

当組合の被保険者【18歳以上の被保険者(高校生年代以下対象外)】

- ・開始時期

令和8年4月

- ・保険料額（月額）

1人あたり500円



こども・子育て
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は令和8年4月です。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料は500円になります。

※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、対象外です。

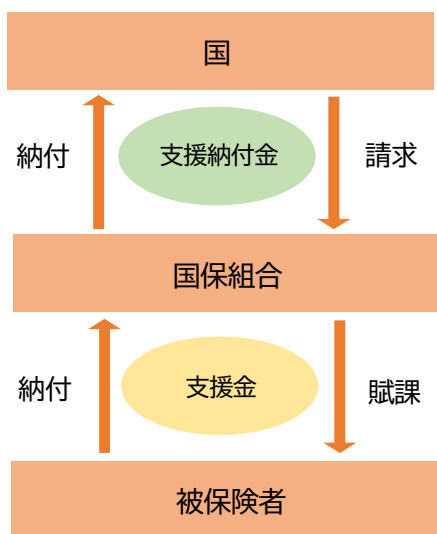
もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出した
だき、子育て施策の拡充に充てるもので、こども
や子育て世帯を社会全体で支える制度です。

支援金の徴収の流れ



Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していること
から、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速
化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる
こども・子育て支援の拡充を実施することを決めま
した。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手
となることから、こどもの育ちを支える支援金制度
は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢
者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全
体で支える仕組みとしています。



こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

